日調連発第１０５号
平成３０年７月２６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いに係る周知について（依頼）

標記の取扱いについて、総務省自治行政局住民制度課から当連合会宛てに、別添のとおり協力の依頼がありましたので、貴会会員へ周知いただきますようお願いします。

別　添

事　務　連　絡
平成３０年７月１８日

日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会
日本税理士会連合会
全国社会保険労務士会連合会
日本弁理士会
日本海事代理士会
日本行政書士会連合会
御中

総務省自治行政局住民制度課

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及び
これらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務に
おける支援措置に関する取扱いに関する通知について（周知依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり平成 30 年 3 月 28 日付け総行住第 58 号住民制度課長通知を発出しました。

つきましては、各会員への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（連絡先）
自治行政局住民制度課
担当：舘野係長、
　　小谷事務官
電話：03-5253-5517（直通）
ＦＡＸ：03-5253-5592

総 行 住 第 58 号
平成30年３月28日

各都道府県住民基本台帳担当部長
各指定都市住民基本台帳担当局長
殿

総務省自治行政局住民制度課長
（ 公　印　省　略 ）

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「ＤＶ等支援措置」という。）については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第１号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月４日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いによりＤＶ等支援措置が実施されているところです。

今般、地方公共団体から質問がありましたので、下記のとおり加害者の代理人等である特定事務受任者からの住民票の写し等の交付の申出であることが判明した場合の取扱いについて通知します。

貴都道府県においては、その旨を承知の上、域内の市区町村（指定都市を除く。）に周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

ＤＶ等支援措置に関し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の３第１項の規定により、特定事務受任者から加害者の代理人として住民票の写し等の交付の申出があった場合、又は、住民基本台帳法第12条の３第２項の規定により、受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合、

加害者本人から当該申出があったものと同視し、住民基本台帳事務処理要領第５－10－コ－(ｲ)－(A)により対応すること。

（参考）

〇住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第十二条の三　市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

２　市町村長は、前二条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

３～９　（略）

〇住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月４日付け自治振第150号等通知）（抄）

第５　その他

10　住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

コ　支援措置

（イ）　住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあっては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写し

の交付について、以下のように取り扱う。

（A） 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の３第１項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－Ａ－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B)及び(C)　(略)